

情報公開・個人情報保護審議会 全体会（第8回）会議録

1 開催の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年9月5日（月） 午後14時00分から午前14時40分まで
- (2) 場 所 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館6階第6委員会室

2 出席の委員の氏名

中川 丈久、井上 典之、園田 寿、前田 雅子、梅谷 順子、河端 亨、申 吉浩、
中本 浩一

3 欠席の委員の氏名

西片 和代、三上 喜美男

4 職務のために出席した職員の職及び氏名

総務部次長 陰山 晶彦
法務文書課県民情報官 前山 尚文、県民情報班長 西田 哲、主査 永富 砂和、
主査 北田 優美子

5 会議に付した案件の名称

- (1) 協議事項
R3-16号案件
「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について」
- (2) その他

6 会議の要旨

- (1) 協議事項
事務局から、開催趣旨及び資料に基づき説明が行われた後、意見交換が行われた。

【意見交換内容】

(会 長) まず、第1部会長から補足説明があればお願いしたい。

(副会長) 第1部会長として、一言所感を申し上げる。

答申案の概要は、先ほど事務局から説明があったとおりだが、今般の個人情報保護法の改正により、全国的な共通ルールが地方公共団体にも適用されるということで、県の個人情報保護制度を見直すことになり、令和4年3月に知事からの諮問を受け、第1部会で審議を重ねてきた。

このたびの法改正による条例の見直しの中で、情報公開制度との整合を図

る必要があったため、第2部会でもご審議をいただいた。

このように、条例の改廃の範囲が、個人情報保護制度と情報公開制度の両方にまたがることから、答申の最終案は、全体会で審議をいただくことがふさわしいと考え、本日、各委員にお集まりいただいた。

このたびの制度改正に伴い、県における個人情報等の取扱いについては、全国的な共通ルールである改正個人情報保護法の規定が基本的に適用されることとなり、地方公共団体には、法に基づき必要な事項を条例で定める、いわゆる法施行条例という形に見直すよう、国から要請されている。

しかし、これまで国に先んじて制定、運用してきた本県の個人情報保護制度についても、最大限尊重されるべきであり、県民の個人の権利利益の保護という、これまでの個人情報保護制度の趣旨を損なうことなく、そして、その水準が後退することのないようにしなければならないという、県民からの地方公共団体への要請にも応えていく必要があり、こうした観点から、この答申案をとりまとめた。

知事には、是非この答申案で示した考え方、意見を十分に汲み取っていただき、県民の権利利益の保護のために最大限の努力を行い、本県における個人情報保護制度、そして、情報公開制度が今後とも、適正かつ円滑に運営されていくことを、第1部会長として期待している。

(会 長) それでは意見交換に移る。

何かご意見のある方は挙手願いたいですが、まずは私から2点お伝えする。

1つ目は、テニオハについて、答申案の概要1ページ、1の(3)の箇所、「全国の地方公共団体には、個人情報保護法に委任された…」とあるのは、「から委任された」が正しいのではないかということ。

2つ目は3ページの4、各項目の検討内容の概要については囲み部分が答申のエッセンスだと思うが、文末が「適当である」と「望ましい」との使い分けのニュアンスを教えていただければと思う。

(事務局) 「適当である」というのは、まさに字句通り、そうすることが審議会の意見として適当だということです。そして、会長のご指摘のとおり「望ましい」と整理した部分につきましては、開示手数料の箇所等が該当するかと思います。知事側で多少なりとも判断があり得るだろうと思料する部分について、若干含みを持たせているという主旨です。

(副会長) 審議の過程において、この意見でいくと判断した部分は「適当である」とし、今後、議会で多少のご議論をいただけたらと考えた部分を「望ましい」と区別して表記した。

(会 長) 了解した。その他ご意見はあるか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) それでは、先ほど指摘した部分を修正していただいた上で、この答申案を審議会の意見とする。

(2) その他

今後の条例案策定のスケジュール等について

7 会議に付された資料

情報公開・個人情報保護審議会資料（答申案の概要、答申案）